

## 新旧対照表

### ○要求水準書（1回目変更）

新		旧																			
<p>P6</p> <p>第1 表2 本業務の概要 ※一部抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象業務</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更新対象の建設工事</td><td>更新対象の土木及び建築施設、機械及び電気設備の建設工事。</td></tr> <tr> <td>工事監理</td><td><b>すべての工種（土木、建築、機械、電気）の工事監理</b></td></tr> <tr> <td>既存施設の整備工事</td><td>原則、既存浄水場の撤去は含まれない。ただし、更新対象の建設工事に伴い発生する既存施設の土木及び建築施設、機械及び電気設備の改良・移設・撤去・仮設工事等は対象とする。</td></tr> <tr> <td>施工</td><td> <p>試運転、運転指導業務</p> <p>事業者は試運転を行い、個々の設備および施設全体としての性能および機能を確認したうえで、既存浄水場との切替作業を実施すること。</p> <p>事業者は、本事業で整備した施設、設備等の運転操作や保守点検等、施設の維持管理で必要となる運転管理マニュアルおよび保守点検マニュアル等を作成すること。なお、作成にあたっては、水道課の意見・要望を反映するため、市職員へのヒアリングを実施し、作成した運転管理マニュアル等を用いて市職員への運転指導等を行うこと。</p> </td></tr> </tbody> </table>		対象業務	概要	更新対象の建設工事	更新対象の土木及び建築施設、機械及び電気設備の建設工事。	工事監理	<b>すべての工種（土木、建築、機械、電気）の工事監理</b>	既存施設の整備工事	原則、既存浄水場の撤去は含まれない。ただし、更新対象の建設工事に伴い発生する既存施設の土木及び建築施設、機械及び電気設備の改良・移設・撤去・仮設工事等は対象とする。	施工	<p>試運転、運転指導業務</p> <p>事業者は試運転を行い、個々の設備および施設全体としての性能および機能を確認したうえで、既存浄水場との切替作業を実施すること。</p> <p>事業者は、本事業で整備した施設、設備等の運転操作や保守点検等、施設の維持管理で必要となる運転管理マニュアルおよび保守点検マニュアル等を作成すること。なお、作成にあたっては、水道課の意見・要望を反映するため、市職員へのヒアリングを実施し、作成した運転管理マニュアル等を用いて市職員への運転指導等を行うこと。</p>	<p>P6</p> <p>第1 表2 本業務の概要 ※一部抜粋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象業務</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更新対象の建設工事</td><td>更新対象の土木及び建築施設、機械及び電気設備の建設工事。</td></tr> <tr> <td>既存施設の整備工事</td><td>原則、既存浄水場の撤去は含まれない。ただし、更新対象の建設工事に伴い発生する既存施設の土木及び建築施設、機械及び電気設備の改良・移設・撤去・仮設工事等は対象とする。</td></tr> <tr> <td>施工</td><td> <p>試運転、運転指導業務</p> <p>事業者は試運転を行い、個々の設備および施設全体としての性能および機能を確認したうえで、既存浄水場との切替作業を実施すること。</p> <p>事業者は、本事業で整備した施設、設備等の運転操作や保守点検等、施設の維持管理で必要となる運転管理マニュアルおよび保守点検マニュアル等を作成すること。なお、作成にあたっては、水道課の意見・要望を反映するため、市職員へのヒアリングを実施し、作成した運転管理マニュアル等を用いて市職員への運転指導等を行うこと。</p> </td></tr> </tbody> </table>		対象業務	概要	更新対象の建設工事	更新対象の土木及び建築施設、機械及び電気設備の建設工事。	既存施設の整備工事	原則、既存浄水場の撤去は含まれない。ただし、更新対象の建設工事に伴い発生する既存施設の土木及び建築施設、機械及び電気設備の改良・移設・撤去・仮設工事等は対象とする。	施工	<p>試運転、運転指導業務</p> <p>事業者は試運転を行い、個々の設備および施設全体としての性能および機能を確認したうえで、既存浄水場との切替作業を実施すること。</p> <p>事業者は、本事業で整備した施設、設備等の運転操作や保守点検等、施設の維持管理で必要となる運転管理マニュアルおよび保守点検マニュアル等を作成すること。なお、作成にあたっては、水道課の意見・要望を反映するため、市職員へのヒアリングを実施し、作成した運転管理マニュアル等を用いて市職員への運転指導等を行うこと。</p>
対象業務	概要																				
更新対象の建設工事	更新対象の土木及び建築施設、機械及び電気設備の建設工事。																				
工事監理	<b>すべての工種（土木、建築、機械、電気）の工事監理</b>																				
既存施設の整備工事	原則、既存浄水場の撤去は含まれない。ただし、更新対象の建設工事に伴い発生する既存施設の土木及び建築施設、機械及び電気設備の改良・移設・撤去・仮設工事等は対象とする。																				
施工	<p>試運転、運転指導業務</p> <p>事業者は試運転を行い、個々の設備および施設全体としての性能および機能を確認したうえで、既存浄水場との切替作業を実施すること。</p> <p>事業者は、本事業で整備した施設、設備等の運転操作や保守点検等、施設の維持管理で必要となる運転管理マニュアルおよび保守点検マニュアル等を作成すること。なお、作成にあたっては、水道課の意見・要望を反映するため、市職員へのヒアリングを実施し、作成した運転管理マニュアル等を用いて市職員への運転指導等を行うこと。</p>																				
対象業務	概要																				
更新対象の建設工事	更新対象の土木及び建築施設、機械及び電気設備の建設工事。																				
既存施設の整備工事	原則、既存浄水場の撤去は含まれない。ただし、更新対象の建設工事に伴い発生する既存施設の土木及び建築施設、機械及び電気設備の改良・移設・撤去・仮設工事等は対象とする。																				
施工	<p>試運転、運転指導業務</p> <p>事業者は試運転を行い、個々の設備および施設全体としての性能および機能を確認したうえで、既存浄水場との切替作業を実施すること。</p> <p>事業者は、本事業で整備した施設、設備等の運転操作や保守点検等、施設の維持管理で必要となる運転管理マニュアルおよび保守点検マニュアル等を作成すること。なお、作成にあたっては、水道課の意見・要望を反映するため、市職員へのヒアリングを実施し、作成した運転管理マニュアル等を用いて市職員への運転指導等を行うこと。</p>																				
<p>P14</p> <p>第1 4 (2) 要求する機能</p> <p>⑤浸水対策</p> <p>更新対象の施設については、計画水位 (EL+9.00m) に対し、施設稼働の継続に十分な浸水対策を行うこと。</p>		<p>P14</p> <p>第1 4 (2) 要求する機能</p> <p>⑤構造物及び設備の耐用年数</p> <p>更新対象の施設については、計画水位 (EL+9.00m) に対し、施設稼働の継続に十分な浸水対策を行うこと。</p>																			